香芝市報道資料

令和８年１１月２６日

報道関係者各位

香芝市市長公室秘書広報課

道路占用物件に対する点検の実施等を求める行政指導の実施について

１　概要

令和８年１０月２３日付け香芝市報道資料「香芝市みつわ保育所の遠足で利用した貸切バスの事故の発生について」のとおり、同日１３時４５分頃、香芝市磯壁四丁目付近の交差点において、香芝市立みつわ保育所の児童の遠足のために本市が一般貸切旅客自動車運送事業者に運行を委託した貸切バスの事故が発生した。

この事故は同バスが遠足の目的地からの帰途で、国道１６８号を北進し、同交差点を右折して東進する際に、車両の右後部側面と同交差点の南東に設置された道路占用物件が接触したことによるものであるが、事故の原因の一つとして、別紙のとおり、当該道路占用物件の設置の状況が道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号）に適合していなかったことが判明したことから、今般、当該道路占用物件の管理者に対し、再発防止及び道路利用者の安全確保を図るため、道路占用物件に対する点検の実施等の必要な措置を講ずるよう行政指導を実施した。

２　三橋市長コメント

市立保育所の遠足で利用した貸切バスの事故により児童らが怪我をしたことは誠に遺憾であり、怪我をした児童と保護者の方に改めてお見舞い申し上げます。

今回は軽傷であったものの事故の態様によっては重大な結果につながった可能性もあることから、保育活動や教育活動等において車両の運行を委託する事業者に対し、安全対策の徹底を求めていきます。

加えて、道路占用物件の管理者に対しても、関係法令を遵守し、再発防止及び道路利用者の安全確保を図るため必要な措置を講ずるよう求めていきます。

以　上

香芝市
Kashiba City

【問合せ先】
香芝市都市創造部公園道路管理課
担　当：南
所在地：〒639-0292
奈良県香芝市本町１３９７番地
電　話：0745-76-2001（代表）

別紙

改善前



改善後



道路法施行令第１２条第１号ロによれば電柱の脚釘は道路の方向と平行して設ける必要があるとされているが、今回、貸切バスと接触した道路占用物件である電柱は香芝市道１０－２６３号線上に設置されているところ、電柱に取り付けられている脚釘は同市道の方向に対して垂直に設置されている。

なお、当該脚釘は既に撤去されている。